

広島県告示第二百三十号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号。以下「法」という。）第六十五条第二項の規定によって、次のとおり監督処分を行った。

平成二十三年三月十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 処分をした年月日

平成二十三年二月二十八日

二 被処分者の商号又は名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名

株式会社サンハウス

広島市中区大手町三丁目五番三号

橋本 幸一

三 被処分者の免許番号

広島県知事免許（二）第九四八九号

四 処分の内容

平成二十三年三月十八日から平成二十三年四月十六日までの業務の全部停止

五 処分の理由

法第六十五条第二項の規定に該当する。